根室管内４町通年雇用促進協議会

令和4年6月

協議会情報

根室管内４町でがんばる事業主の皆さんを応援！

第22号



1 令和4年度の協議会事業について

国（厚生労働省）の委託を受け、今年度も季節労働者の通年雇用化を支援する事業が始まっています。

北海道労働局によると令和3年度の道内の有効求人倍率は2年連続で1倍を下回り、道内の雇用情勢は新型コロナウイルス感染症の影響が続き依然として厳しい状況にあるとされています。当協議会におきましては引き続き状況を見守りながら、以下の通年雇用化支援事業に取り組んでまいります。

2 事業のご紹介について

根室管内4町通年雇用促進協議会が実施する「通年雇用支援事業」は、季節的雇用の事業主に通年雇用に向けた支援づくりをする事業の推進や、季節労働者の方々が通年雇用しやすい環境を整えることが主な使命であり、厚生労働省の委託事業として実施しております。令和4年度は次の事業に取り組む予定です。

1 協議会自らが提案し実施する事業（厚生労働省委託事業）

1. 雇用確保に係る事業（事業主を対象）

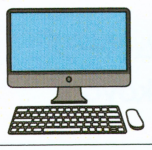
実　施　事　業	内　　容	回　数	実施地域	予算額等
①通年雇用化セミナー実施事業 （10月～11月頃） 	地域の事業に対し、国の助成制度の解説や経営多角化などによる通年雇用化の事例紹介、また労働者のスキルアップ支援策等についてのセミナー及び個別相談会を開催します。	1回	中標津町	638千円
②情報提供事業 ・季節的事業所向け情報誌等の作成、配布 （6月／3月）	情報誌を作成・配布し、地域企業に通年雇用化に係る各種情報等の提供啓発を促します。	2回	4町全域	699千円
・事業カレンダー（4月）	事業カレンダーポスターを作成、配布します。	1回		
③通年雇用化実態調査事業 （10月頃）	季節的事業所に対し通年雇用化への支援制度の利用状況や取組の実情・要望などについての調査を行い、調査結果を冊子にまとめ、各事業所へ配布いたします。	1回	4町全域	525千円

2. 就職促進に係る事業（季節労働者を対象）

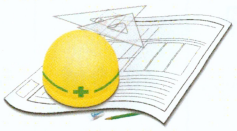
実　施　事　業	内　　容	回　数	実施地域	予算額等
①情報発信事業 ・情報誌の作成、配布 （7月／11月／3月）	季節労働者向けに「協議会だより」として年3回、情報を発信します。	3回	4町全域	547千円
・啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットを作成し、配布します。	随時		
②通年雇用化実態調査事業 （11月頃）	季節労働者の方を対象に、就労の現状や課題、要望等についての調査を行い、調査結果を冊子にまとめ配布します。	1回	4町全域	573千円
③建設オペレーター人材育成研修事業　（通年） 	建設業界が必要とする人材の確保と育成を図るため、建設オペレーターの資格取得を支援します。資格取得による通年雇用化が見込まれることから、更なる促進を図ります。	12講習	実施機関 中標津町	3,778千円
④「労働相談室」開設事業 （2～3月頃） 	季節労働者を取り巻く昨今の就労環境における様々な不安や悩み事を気軽に相談でき、また情報を収集できる場所として、専門家による労働相談室を開設します。	2町 各1回	・中標津町 ・別 海 町 （予定）	700千円

2 地域自らが実施する事業（協議会単独事業）

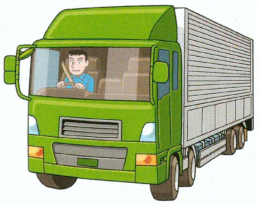
1. 情報管理に係る事業

実　施　事　業	内　　容	回　数	実施地域	予算額等
①協議会事業案内、事業所季節労働者情報の登録・管理事業 （通年）	対象となる季節事業所の名称、業種、経営規模等、季節労働者の氏名等の登録・更新により事業実施への活用を図ります。	随時	4町全域	284千円
②協議会ホームページ運営事業　（通年） 	組織の紹介、事業概要、国の助成制度の紹介や各種セミナー開催の案内等の情報を広く提供します。	随時	4町全域	66千円

2. 就職促進に係る事業

実　施　事　業	内　　容	回　数	実施地域	予算額等
①人材育成研修事業　（通年） 	建設業界が必要とする人材の確保・育成を図るため、労働安全衛生法に規定する特別教育の受講を支援します。	8講習	実施機関 中標津町	694千円

3. 季節労働者資格取得支援事業

実　施　事　業	内　　容	回　数	実施地域	予算額等
①季節労働者資格取得支援事業　（通年） 	季節労働者が通年雇用に資する資格を取得した場合に、費用の3割を助成。 （1名の限度額　10万円） ※助成金活用分は北海道が全額負担します。	随時	指定機関	237千円

※新型コロナウイルスの感染状況により、事業が変更となる場合があります。
※事業にご参加の際は、新型コロナウイルス感染予防のためマスクの着用・手指の消毒等にご協力ください。

3 協議会事業への参加について

本年度も引き続き事業主の方を対象に協議会事業の情報提供をさせていただく為、季節労働者の登録をお願いしております。令和4年3月末現在、当協議会にご登録いただいている事業所及び季節労働者数は、下記のとおりです。

	登録事業者	季節労働者
中標津町	135社	180名
別 海 町	85社	35名
標 津 町	60社	34名
羅 臼 町	117社	133名
計	397社	382名



通年雇用促進支援事業により通年で雇用された季節労働者の方がいらっしゃいましたら、協議会へお知らせ下さいますようお願い致します。
また、当協議会ホームページでは常に新しい情報の発信を心がけております。ぜひご活用下さい。

根室管内4町通年雇用促進協議会ホームページ
http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/

2023年（令和5年）4月から
中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率は2010年4月から50%以上に引き上げられましたが、現在は大企業にのみこの引き上げが適用されており、中小企業においては2023年3月31日まで適用が猶予されています。したがって、2023年4月1日より中小企業においても50%への引き上げが適用されることとなります。

〈現在〉

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50%
中小企業は25%

	1か月の時間外労働（1日8時間・週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

〈2023年4月1日から〉

月60時間超の残業割増賃金率
大企業・中小企業ともに
50%

	1か月の時間外労働（1日8時間・週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	**50%**

深夜・休日労働の取り扱い

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22：00～5：00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%＋時間外割増賃金率50%＝75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

※法定休日労働の割増賃金率は35%です。

労働時間の適正把握・業務の効率化による時間外労働の削減などに取り組み、法定割増賃金率引き上げに備えましょう。

協議会を構成する団体

自治体
北海道・中標津町・別海町・標津町・羅臼町

経済・産業団体
中標津町商工会・別海町商工会
標津町商工会・羅臼町商工会
中標津建設業協会・別海町建設業協会
標津建設業協会・羅臼建設業協会

労働関係団体
連合北海道中標津地区連合会
連合北海道別海地区連合会
連合北海道標津地区連合会
連合北海道羅臼地区連合会

オブザーバー
ハローワークねむろ





根室管内４町通年雇用促進協議会

事務局 中標津町役場
経済振興課商工労働係
〒086-1197
標津郡中標津町丸山2丁目22
TEL (0153) 73-3111

お問い合わせ先
〒086-1013 中標津町東13条南７丁目　労働会館内
TEL・FAX (0153) 72−6789
URL　http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/
E-mail　n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp